



フードエリア出店募集要項
TSUNAGU CITY in NAGO 2027

2026/08/26 (Ver-1.7)

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 運営事務局

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 開催概要①

催事名	TSUNAGU CITY in NAGO 2027 (ツナグシティ イン ナゴ ニーゼロニーナ)
テーマ	NEW STARTUP CHAOS — 新しい時代の潮流を、あけみおのまちから —
主催	TSUNAGU CITY in NAGO 実行委員会
企画・運営	ツナグシティ2027コンソーシアム (株式会社アルファドライブ、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター、株式会社フラッグプロデュース)
来場目標人数	4,000人以上(2日間延べ人数。オンラインを除く。)
会期	2027年1月29日(金)・1月30日(土)
セミナー・シンポジウム配信	2026年12月1日(火)～2027年1月31日(日)
会場	名護市民会館、名護中央公民館ほか
展開内容	・展示ブースエリア(体験型又は実証実験型) ・商談・マッチングエリア ・逆商談ブース ・セミナー・シンポジウム ・Out of KidZania in なご2027 ・フードエリア、休憩エリア、市民ステージ ・ビジネス環境・生活環境視察ツアー
目的	名護から、新しい挑戦をつなぐ。 名護市は、全国で唯一の「経済金融活性化特別地区」であり、特区の税制特例措置などを活用した企業誘致に取り組んでいます。また、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図る官民連携による「スマートシティ名護モデル」とも連携し、さらなる企業誘致を目指す。
主な来場者	名護市進出を検討している事業者、全産業の事業者、行政関係者、学生、マスコミ、一般 など

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 開催概要②

会場案内

会場／▷ 名護市民会館
▷ 名護中央公民館
〒905-0014 沖縄県名護市港2丁目1-1



アクセス

■ お車をご利用の方

【那覇空港から】

一般道：国道58号線を北上 約2時間15分

沖縄自動車道：那覇IC～許田IC経由 約1時間30分

（許田ICから会場まで約15分）

カーナビ設定：名護市民会館 沖縄県名護市港二丁目1番1号

※会場駐車場には限りがあります。

満車の場合は近隣の有料駐車場、または公共交通機関をご利用ください。

■ 路線バスをご利用の方

【那覇空港・那覇市内から】

111番（高速バス）

20番（名護西線）

77番（名護東〈辺野古〉線）

各路線「名護市役所前」下車 徒歩約3分

【

名護市内から】

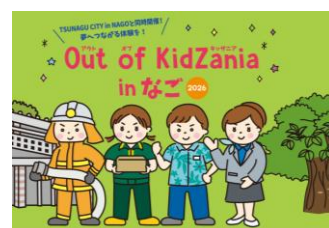
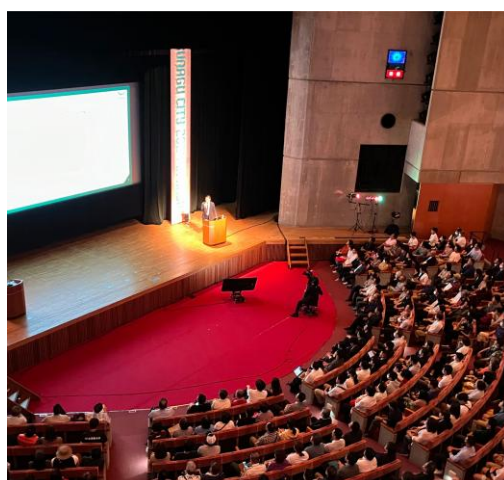
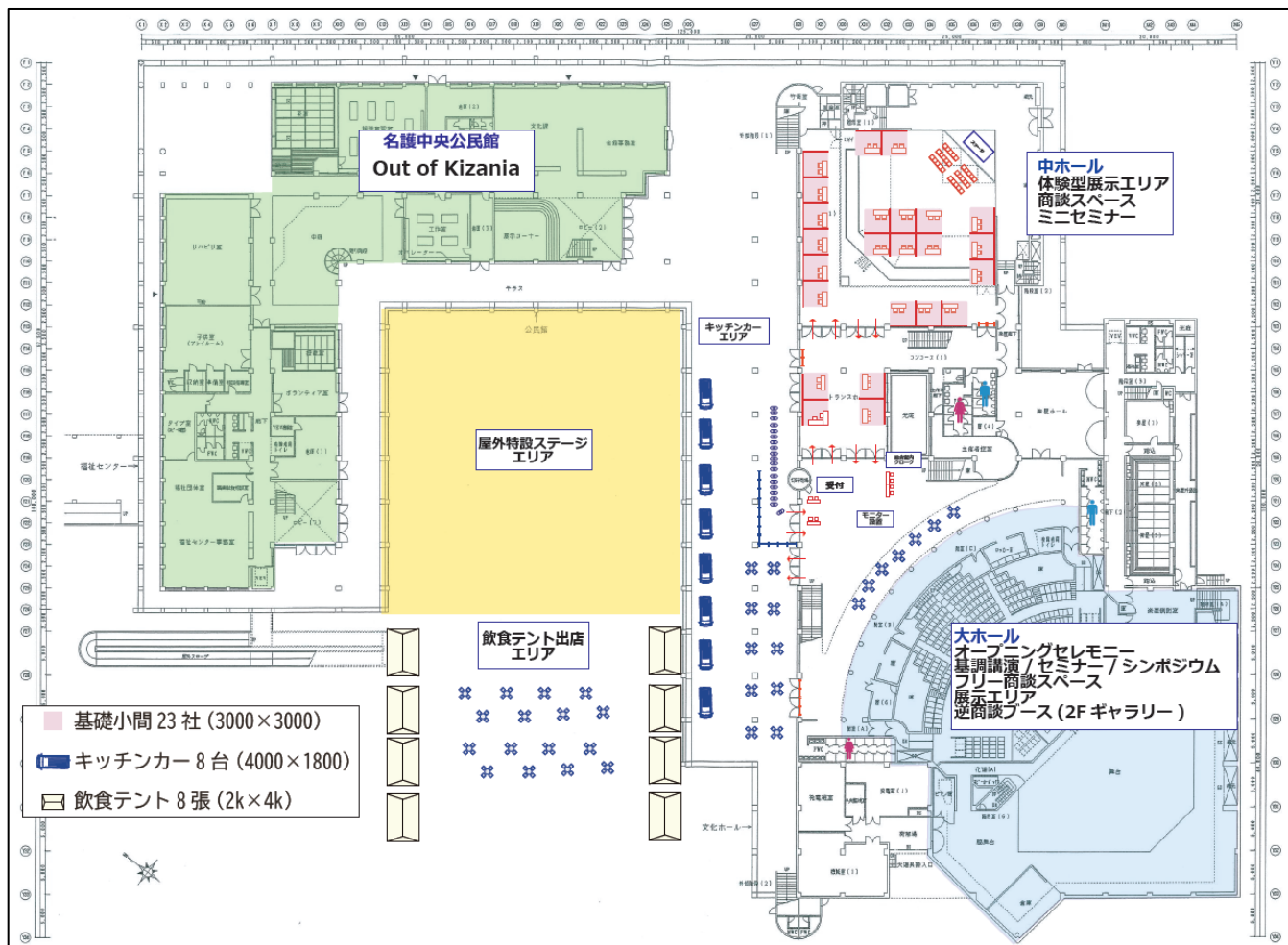
名護市コミュニティバス「なご丸」

「名護市民会館」下車 徒歩約1分

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 開催概要③

会場全体レイアウト

- 会場／▷ 名護市民会館（〒905-0014 沖縄県名護市港2丁目1-1）
- 大ホール：基調講演等、セミナー、パネルディスカッション
- 中ホール：展示ブースエリア（体験型又は実証実験型）、商談・マッチングエリア
- 中庭：市民ステージ、フードエリア
- ▷ 名護中央公民館：Out of KidZania in なご



フードエリア出店募集要項①

フードエリア営業時間

営業日時：1月29日（金）～30日（土）

※営業時間は出店マニュアルでお知らせいたします。

場所

名護市民会館 中庭 ※運営事務局が指定するスペース内で販売をお願いします。

実施内容

- ・テント出店、キッチンカー出店による飲食出店
- ・調理を伴う飲食物の販売・物販

出店条件

- ・イベントの趣旨を尊重し、運営に協力すること。
- ・食品については、十分な安全衛生管理を行うこと。
- ・名護市をはじめとする北部12市町村の店舗をはじめ、県内の有名店など。
- ・北部保健所が発行している**臨時営業許可証、自動車営業許可証を取得**していること。営業許可書は運営事務局にご提出ください。
- ・イベント終了後、運営事務局へ売上報告を行ってください。

募集区画

24区画 ※キッチンカー出店も可能です。
(テント出店16張/キッチンカー8台)

出店料

無料

※原則2日間の連続出店とします。

提出義務

- ①営業許可証コピー(北部保健所/臨時営業許可証/自動車営業許可証)
- ②保険加入証明書(コピー)
- ③店舗名・担当者氏名・担当者連絡先
- ④出店概要書(販売する商品・価格・出店レイアウト・備品・電気使用量など)
- ⑤PR写真(フード写真やキッチンカー写真など。広報で使用)

提出先：TSUNAGU CITY in NAGO 2027 運営事務局(tsunagucity2027@gmail.com)

※各種提出書類は申込受付、出店確定後ご提出いただきます。

保健所申請

保健所手続きは、北部保健所にて出店者各自にて手続きを行ってください。
P11～P13をご参照ください。

販売品目

北部保健所の臨時営業許可範囲内の飲食物です。
P11～P13をご参照ください。

フードエリア出店募集要項②

通電時間

通電時間は出店マニュアルにてご案内いたします。 ※24時間通電は致しません。

	設営日	本番日	本番日
通電時間	1月28日(木)	1月29日(金)	1月30日(土)
	調整中	調整中	調整中

ゴミ処理について

- ・各出店者から出たゴミ及び各自の事業ゴミ、油、生ゴミなどは各自で持ち帰り処分をお願いします。
 - ・ゴミ箱を設けていますが来場者用とします。
- ゴミ分別の方法については、後日「出店マニュアル」でご案内します

エリア内について

- ・美化活動にご協力ください。
- ・極端な油污れや備品や会場の破損などがありましたら、現状復帰にかかった費用を**別途御請求**をさせて頂きますのでご注意ください。
- ・特にフライヤーなどを使用される際は、ご注意ください。

搬入・搬出について

搬入・搬出時間は出店マニュアルにてご案内いたします。

	設営日	本番日	本番日
	1月28日(木)	1月29日(金)	1月30日(土)
搬入時間	—	—	—
搬出時間	—	—	—
夜間警備	—	—	—

- ・上記以外の時間帯での搬入搬出はご遠慮ください。
- ・09:30 以降は来場者の安全確保のため、原則車の移動不可。
- ・イベント終了後、来場者の退場状況を確認しながら車両搬出を開始。
- ・搬入出時は【営業許可証】を車両のダッシュボードに掲示をお願い致します。
- ・必ず指定の出店場所をご利用下さい。
- ・搬入出作業の際、会場内外の施設に破損が生じた場合は、修復に要する費用を後日、サポートデスクよりご請求させていただきます。
- ・搬入出時間は厳守してください。
- ・**搬入出経路につきましては出店者確定後、「出店マニュアル」でご案内します。**

フードエリア出店募集要項③

駐車場について

駐車場をご用意しております。**出店者確定後、「出店マニュアル」でご案内します。**

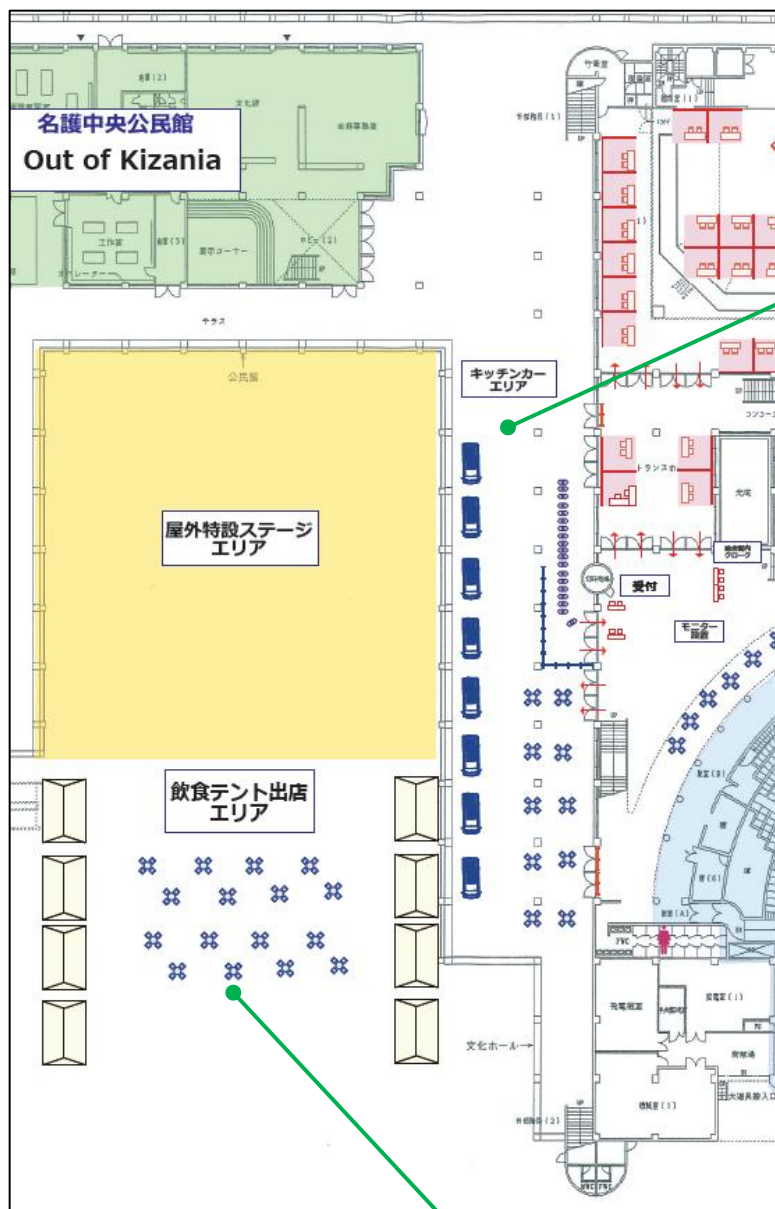
注意事項について

- ・つり銭は出店者様でご準備下さい。＊運営事務局にて両替はできません。
- ・領収書が必要なお客様には領収書を発行して下さい。運営事務局では準備いたしません。
- ・プライスは税込表示としてください。
- ・食品を取扱う場合は、保健所の指導に基づき、食品衛生責任者・作業員数が必要となります。
- ・食器類については、使い捨て容器での提供を原則とします。
- ・火器を取り扱う場合は、耐火ボード、消火器の設置が必要となります。
- ・消防署への露店等の開設届出書は事務局が行います。
- ・飲食を提供される場合は、生産物賠償責任保険の付保をお願いいたします。
- ・**出店に関する詳細は、出店者確定後「出店マニュアル」でご案内します。**

フードエリア出店募集要項④

出店場所について

名護市民会館 中庭



キッチンカーエリア
8台

飲食・物産テントエリア
2K×4K 8張
※1店舗当たり2K×2K

出店場所については運営事務局にて決定させていただきます。

※配置図は現時点の予定です。今後、変更になる可能性があります。

フードエリア出店募集要項⑤

出店小間仕様(基本設備)

※小間仕様は現時点の予定です。今後、変更になる可能性があります。

仮設テント 間口3.6m×奥行き3.6m (3方幕) * 2K×4Kテントの半分 (2社で1張)



設置イメージ

ブース名サイン (ターポリンサイン)

サイズ: 1200×200mm

出店者名

1200mm

200mm

※統一書体にて出店者名を掲出します。

備品

- ・ テーブル (W1800×D450×H700) ×2本
- ・ 椅子 ×2脚



【基本設備】

- ①テーブル (W1800×D450×H700) 2台
- ②パイプ椅子2脚
- ③ブース名サイン(ターポリン) 1枚
- ④蛍光灯
- ⑤電源供給 100V1000w(コンセント1口)

* 基本設備以外は出店者にて手配ください。

* 基本設備を超える場合は有料となります。

電気1000W追加、テーブル追加、パイプイス追加、その他、レンタル備品等の手配については運営事務局へお問合せください。

* 飲食出店の場合、シンク、給排水用タンク、腰張り、床張りは事務局にて用意します。

* キッチンカーでの出店も可能です。希望される場合はお申し込みの際、キッチンカー出店をご選択ください。

【ストック】

空き箱や梱包材を含めストックはエリア内のスペースをご利用ください。ブース外にお荷物を保管できる場所はありません、あらかじめご了承ください。

【飲食出店について】

○ブース内での飲食物の販売・提供は可能です。(試食・試飲含む) ※出店に際し、保健所への申請が必要となります。

○出展者様自身で、開封や注ぎなど取り分けて頂くようお願い致します。

○提供用のカップやお皿等もご準備ください。

○使用済みの皿等を回収するごみ袋もブース内にご用意頂くようお願い致します。

○お客様へ提供する際は、ブース前で食べて頂くようご案内ください。屋内(大ホール・中ホール等)への持込みはできません。

北部保健所:臨時営業許可申請について①

① 臨時営業とは？

飲食店営業のうち組立式パネル、テント、屋台その他容易に撤去することができる施設（以下「簡易施設」という。）を設置して行う臨時の営業

② 営業形態

- ・期間を定めて実施される催事への出店又は催事に隣接して出店するもの
- ・営業を行う日ごとに、簡易施設の設置及び撤去をするもの

③ 取り扱い可能食品

	取り扱い可能食品		給水量
1	調理方法が容易で、販売直前に十分に加熱された食品	煮物類…おでん、煮込み、牛汁等 焼物…焼き鳥、焼き魚、餃子 等 お好み焼き類…たこ焼き、お好み焼き。 麺類…焼きそば、沖縄そば（条件付）、即席カップ麺等 揚げ物類…フライドチキン、フライドポテト、天ぷら等 ドック類…アメリカンドック等 菓子類…たい焼き、今川焼き、ポーポー、サターア ンダギー、焼き団子 等	80L
2	許可を受けて製造された食品のうち、常温で保存することが可能で、そのままの状態 で飲食に供することができるものを開封して 盛り付けた食品	スナック菓子、パン、缶詰食品、清涼飲料水等	40L
3	かき氷、アイスクリーム類（小分けして販 売するものに限る。）及び殺菌液状ミックス を原料として製造されたソフトクリーム	謝水、アイスクリーム類の小分け、シャーベット、 コーヒー、紅茶 等	40L
4	コーヒー及び茶類	簡易施設において抽出したホットに限る （市販の水は可）	40L

④ 許可申請に必要な書類等

- ・食品営業許可申請書
- ・営業施設の平面図
- ・申請手数料（沖縄県収入証紙 16,000円）
- ・食品衛生責任者の資格を証する書類
- ・本人確認書類（登記簿、運転免許証等）

⑤ 運営管理についての注意点

（共通事項）

- ・HACCPに沿った衛生管理を行うこと
- ・原則として使い捨て容器を使用すること（使い捨て容器をしない場合水 200L）
- ・営業施設の設置場所は、北部保健所管内(名護・本部・今帰仁・東・大宜味・国頭・伊江・伊平屋・伊是名)とする
- ・営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届（食品衛生法施行細則第7条・第1号様式）により、当該設置場所を管轄する保健所長に報告すること。
また、報告した設置場所を変更する場合、変更日の前日までに新たに設置する場所を連絡すること。
- ・下処理は衛生的な施設で行い、現場施設では加熱調理のみとすること
- ・「十分な加熱」とは「食品の中心温度 85℃で 1 分以上加熱」のこと

北部保健所：臨時営業許可申請について②

⑥ 施設基準（チェックシート形式）

営業者名（店舗名） _____

① 屋根は雨風をしのげるよう、覆う ☐

② 腰ばり：床から60cmまではベニヤ板等の硬質材料で囲む ☐

③ 出入り口にはのれん、よしず等を取り付ける ☐

④ 床から60cm以上の部分と屋根との空間はスクリーン又は網、すだれ等で囲む ☐

⑤ 給水設備は可能な限り水道管直結とする。困難な場合は、給水柱のついた給水専用のタンクを設ける（40L、80L、200L） ☐

⑥ 器具類洗浄用
流水受槽式洗浄設備（シンク）を設ける
使用する器具が十分に入る大きさとする ☐
器具類洗浄用の洗剤、洗浄器具（スポンジ・たわし等）を備え付ける ☐

⑦ 手洗い用
流水受槽式洗浄設備（シンク）を設ける
両腕まで十分に洗える大きさとする ☐
石けん、ペーパータオル、消毒液を備え付ける ☐

⑧ 冷蔵（10℃以下）
冷蔵（65℃以上）で保存できる設備を設ける ☐
外部の見やすい箇所に温度計を取り付ける ☐

⑨ ゴミ箱は、ふた付きで、清掃しやすく、汚液及び汚臭の漏れがないこと ☐

⑩ 汚水回収設備は、汚水を貯留する容器を設置する（40L、80L、200L） ☐

⑪ 削氷の水は瓶製品 ☐

⑫ 床面は、ベニヤ板等の硬質材料で覆う
硬材＋ブルーシート（原則） ☐

⑬ 営業許可証の原本を施設の見やすい場所に掲示すること ☐

⑭ 調理方法が簡易で、販売直前に十分に加熱された食品のみ販売すること ☐

立面図（例）（正面）

（背面）

平面図（例）

冷蔵・冷蔵設備

資材等保管

（床面）

作業台

ガス設備

カウンター

削氷設備

出入口

ゴミ箱

器具類洗浄用

手洗い用

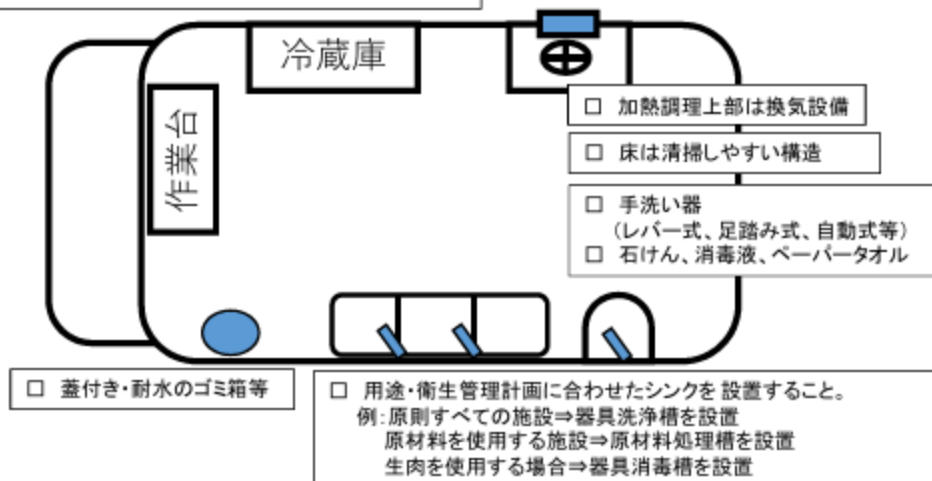
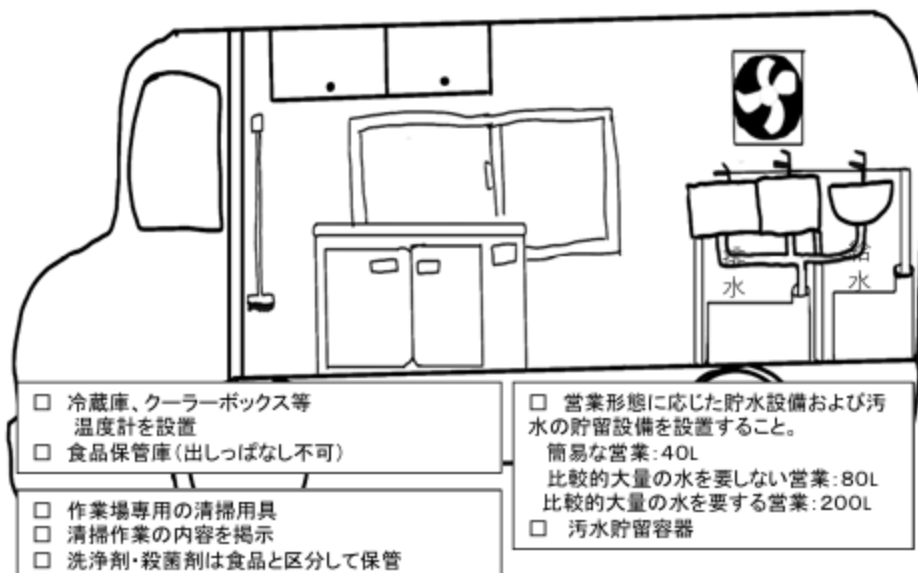
記載内容について不明な点や他の業種に関する詳細などについてはお問い合わせ下さい

北部保健所 生活環境班 食品衛生担当
TEL 0980-52-2636(直通) 0980-53-2505 (代表)

北部保健所：自動車営業施設の設備基準

施設基準チェック票

- ☐ 設備、取り扱う食品等の量に応じた十分な広さ
- ☐ 食品等を取り扱うことを目的としない場所と区画
- ☐ 天井・壁・床面に穴などが開いていないこと
- ☐ 窓等の換気口には網戸等、そ族昆虫の侵入を防止できる設備
- ☐ 作業等を十分に行うための明るさを確保できる照明設備



その他

- ☐ HACCPに沿った衛生管理をおこなうこと。
- ☐ 自動車で生鮮魚介類を処理し、販売する場合は追加で(1)～(3)の基準を満たすこと。
 - (1) 原材料の保管、処理、製品の包装および保管をする場所は区画すること。
 - (2) 内臓処理等を行う場合は、流水式の作業台(舟形シンク等)を設置すること。
 - (3) 「内臓等の処理場」と「骨のカット等の加工場」を区分し、生食用生鮮魚介類専用の器具を備えること。
- ☐ 3ヶ月毎に出店予定届を提出すること。
- ☐ 添付書類: 平面図、主に営業する場所の地図、申請手数料(沖縄県証紙)
- ☐ 添付書類: 食品衛生責任者の資格、本人確認書類(身分証明証、登記簿等)

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 出店お申込/スケジュール

STEP.1 出店申込フォームより出店申込

**申込期限
10月30日(金)**

- 下記、出店申込フォームより出店のお申込をお願いいたします。

申込フォーム

https://share.hsforms.com/1eRhpMriRRFOvPNvr_OXeywcjquf

【注意事項】

- ・申込フォームへの入力・送信のみでは、出店は確定いたしません。
- ・応募者多数の場合は、出店内容等を踏まえ、事務局にて選考を行う場合があります。
- ・出店の可否が決定しましたら、事務局より申込者へご連絡いたします。



STEP.2 出店決定/出店マニュアルの確認

**11月
上旬送付予定**

- 出店者確定後、**出店者の皆様に**出店マニュアルを送付いたします。マニュアルをよくご確認ください。

STEP.3 各種提出物

**提出〆切
11月30日(月)**

- 営業許可証などの各種提出物の提出を期限までにご提出ください。

① 営業許可証コピー(北部保健所/臨時営業許可証/自動車営業許可証)

② 保険加入証明書(コピー)

③ 店舗名・担当者氏名・担当者連絡先

④ 出店概要書(販売する商品・価格・出店レイアウト・備品・電気使用量など)

⑤ PR写真(フード写真やキッチンカー写真など。広報で使用)

提出先：TSUNAGU CITY in NAGO 2027 運営事務局(tsunagu-city@isc-okinawa.org)

STEP.4 最終のご案内

**会期1週間前頃
メール送付いたし
ます**

- 当日の各種運営に関する最終のご案内をメールにて送付いたします。

**TSUNAGU CITY 2027 in NAGO
2027年1月29日(金)・30日(土)**

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 出店者の遵守すべき事項

出店に際しては下記「《出店業者の遵守すべき事項①～⑰》」を必ず確認し、遵守する事。また、この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従う事。

- ① 20 歳未満へのアルコール類の販売禁止。
(20 歳未満飲酒禁止法・風営適正化法)
- ② 営業時間終了後は、速やかに片づけに入る。
- ③ 名義貸しの禁止【名義貸しがあった場合、今後の出店を認めない】
- ④ 運営事務局は、問題を起こした業者には、その場で営業停止を命じる事が出来る。
- ⑤ 飲食店は北部保健所の営業許可を受ける事。
- ⑥ 一般店・飲食店を問わず出店の商品は通常の市場価格にて販売する事。
※商品の価格表示は全て表示する事。
- ⑦ トイレでは鉄板、食器等を洗わない事。
- ⑧ 出店者の商品等の管理は各自の責任で保管する事。
- ⑨ 指示された場所以外には出店してはならない、出店はTSUNAGU CITY in NAGO 2027 期間中 1月29日（金）1月30日（土）とし、出店の設営は 1月28日（木）に行い、撤去は最終日中1月30日（土）までに行う事。
- ⑩ 出店の仕入については、できる限り名護市内の業者から仕入れる事。
- ⑪ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁じる。
- ⑫ レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止
- ⑬ 炭の使用は禁ずる。
- ⑭ 食品衛生協会の現場立ち会いの対応は出店責任者が行う事。
※各店舗は営業許可証を見える位置に掲示し食品衛生協会巡回の際には、速やかに提示出来るように準備をする。
- ⑮ 消火器を設置すること。（飲食店のみ）
- ⑯ 売上報告は令和9年 2月5日までに報告を行うこと。
- ⑰ 出店者は、暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと。また、反社会的勢力と関係を持たないこと。これらに該当することが判明した場合は、出店を取り消すことがあります。

※上記の内容を承諾した上で申し込みをしてください。

出展・出店規約

この規約は、名護市(以下「主催者」といいます。)が開催する「TSUNAGU CITY in NAGO 2027」(以下「本催事」といいます)の出展者に適用されます。 ※出店を含む。

第1条出展者資格

1. 本催事の事務局は、TSUNAGU CITY in NAGO コンソーシアム(株式会社アルファドライブ、一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター、株式会社フラッグプロデュース)が務めます。
 2. 出展希望者は、事務局が定める出展申込みの締切日までに出展を主催者に申し込み、その後、主催者は出展審査を行い、当該審査にて承諾された出展希望者に限り出展者になることができます。
- 審査結果に対し、主催者は一切の責任を負わないものとし、その判断基準・根拠などは公表しないものとします。
- なお、出展希望者は事務局に必要事項を記載した専用申込フォームの送付をもって出展を主催者に申し込むことができます。
3. 出展者は本規約と事務局が定める出展案内についての規約を遵守しなければなりません。

第2条出展の申込

代理業者が仲介しての出展申込みや他社名義での出展はできません。

これに違反して出展を申し込み、主催者が悪質と判断した場合は主催者から出展の中止を申し入れる場合がございます。その場合、出展に要した全ての費用を返還いたしません。

第3条出展の承諾

事務局から出展申込者に電子メールにて出展を承諾する旨を通知した時点をもって出展契約の締結になります。

第4条出展内容の変更、契約解除

反社会的および公序良俗に反するなど、「TSUNAGU CITY in NAGO 2027」の正常な運営に支障をきたす恐れがあると主催者が認めた場合は、出展申込みのお断り、出展内容の変更、契約解除をする場合がありますので予めご了承ください。

第5条開催の延期及び中止・期間の短縮

主催者は戦争、天災、疾病、感染症の蔓延、その他不可抗力によりやむを得ない事情が発生した場合、また、主催者が本催事を開催することが適切でない判断した場合、本催事の開催を延期または中止、期間を短縮する場合があります。なお、主催者はこれにより出展者に生ずる損害に対する賠償責任を負わないほか、その他の一切の責任を負わないものとします。

第6条出展者の義務・責任

1. 出展者は、事務局が定める諸注意事項を遵守し、事務局の指示に従うものとします。
2. 出展者が本催事において営業活動またはPR活動を行う場所と日時は出展契約にて定めるものとし、出展者は、事務局の承諾なく当該諸活動を休業しないものとします。
3. 出展者は、飲食物を取扱う場合、食品衛生法及びそれに関連するその他の法令に定められた基準を遵守し、関係官庁の指示に従うことはもとより、食中毒、伝染病の発生防止に最大の注意を払い、万一食中毒その他の事故が発生した場合、事務局に速やかに報告し協議のうえ、自らの責任と費用で対応するものとします。
4. 出展者は、来場者、他の出展者および主催者に迷惑をかける行為(押し付け販売、強引な客引き、名誉および信用を毀損する行為等含む)は一切行なってはなりません。
5. 出展者は、取扱商品、サービス、販売方法について、第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権及び肖像権(パブリシティ権)を侵害しないことを確約し、特定商取引法等法令の定めを遵守するとともに、出展において顧客対応を含め一切の責任を負うこととします。
6. 新型コロナウイルス及び同等の感染症について
 - (1) 主催者は、本催事開催に向けて感染や対策の状況・社会情勢なども踏まえて慎重に検討を重ね準備し、開催にあたり、国・自治体・関係機関・会場などによる指示・要請・指針等を遵守します。
 - (2) 主催者は、新型コロナウイルス及び同等の感染症の蔓延状況や社会情勢を踏まえ、やむを得ず本催事の開催を中止する判断をする場合があります。その場合は、すみやかに出展者に対し通知します。

第7条主催者の義務および免責

主催者は会場全般の管理保全に当たります。主催者は天災や不可抗力等の事由により発生した出展物の損害、滅失、盗難等に関しての責任は負いません。

第8条取り扱い商品について

出展者が本催事において取扱う商品は、本催事のテーマに沿ったものとします。

第9条販売について

1. 出展者は、商品に関する問い合わせやクレームに対応できるように、出展者の店舗名・住所・電話番号等の所在を確認できる名刺やカード等(以下「カード等」といいます)を用意し、商品提供の際は必ずカード等を添付しお客様に交付しなければなりません。
2. 出展者は、商品の輸送および展示において、出展物に対し必要な保険を付しその他保護のための適切な処置を講じるものとします。

第10条画像掲載について

1. 主催者は、出展契約締結後、出展者から事務局に提出された商品画像を公式HP及び公式SNS(Facebook・Instagram・X)、その他イベントに関わる制作物に使用することができ、出展者はこれに異議なく承諾するものとします。
2. 制作スケジュールの関係上、使用した写真等の校正は事務局の責任で実施します。

第11条個人情報の取扱い

出展者は、個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な管理をするものとします。

第12条秘密保持

出展者は、出展契約により知り得た主催者の営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保管し、開催期間中はもとより開催終了後においても、事前に書面による主催者の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第13条準拠法・裁判管轄

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

各種お問い合わせ先

TSUNAGU CITY in NAGO 2027 運営事務局

E-mail: tsunagu-city@isc-okinawa.org

担当：長谷川(はせがわ)、赤嶺（あかみね）、大城(おおしろ)